

条例検討の背景及び本市の現状

1 条例検討の背景

以下の状況等を踏まえ、聴覚障害者や視覚障害者など、情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援について、行政をはじめ市民、事業者など多様な主体がともに取り組んでいくための方策の一つとして、情報取得や意思疎通に支援が必要な人への支援に関する条例の制定について検討することとしました。

(1) 国の法制度の状況

・障害者の権利に関する条約（※抜粋）

第二条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。（以下略）

・障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（※抜粋）

（地域社会における共生等）

第三条 一～二 略

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される とともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和 4 年 5 月施行）

地方公共団体は、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされています。

・障害者差別解消法改正法（令和 6 年 4 月施行）

民間事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されましたが、障害のある人が、必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑な意思疎通を図ることは、あらゆる社会参加や権利行使の根幹となることから、障害のある人への差別を解消するために極めて重要です。

(2) 東京 2025 デフリンピックの開催

令和 7 年 11 月に、日本で初めての夏季デフリンピックである「東京 2025 デフリンピック」が開催される予定であり、成田空港から都内の会場等への中継地に所在する本市としても、手話や要約筆記など聴覚障害者への意思疎通の支援への取組みがより一層求められます。

(3) 他自治体の取組み

以下のとおり、多数の自治体で条例を制定するなどの取組みが進んでいる。なお、条例には以下の 2 種類があります。

・手話言語条例

「手話は言語である」との認識を位置づけ、手話への理解促進と普及などに特化した条例

・多様な障害特性に合わせた意思疎通の支援を包括的に規定する条例（情報・コミュニケーション条例）

手話をはじめとして、要約筆記、点字、平易な表現など、多様なコミュニケーション手段より、多様な障害特性に合わせた意思疎通の支援を包括的に規定する条例

<制定状況>

手話言語条例	情報・コミュニケーション条例
536自治体 (令和6年5月14日現在)	117自治体 (令和6年4月9日現在)

(一般財団法人全日本ろうあ連盟の調査より)

2 千葉市の現状

(1) 手帳所持者数

障害種別		人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	視覚	1,820	1,854	1,921
	聴覚平衡機能	2,324	2,387	2,453
	音声言語・そしゃく	389	401	407
	肢体不自由	14,514	14,503	14,487
	内部	11,198	11,537	11,835
	小計	30,245	30,682	31,103
療育手帳		7,718	8,011	8,328
精神障害者保健福祉手帳		10,517	11,568	12,452

(2) 千葉市における意思疎通・情報保障に関する主な取組み

・手話通訳者設置事業

本庁舎（障害者自立支援課）に1名、各区の保健福祉センター高齢障害支援課に1名ずつ計7名の手話通訳者を設置

・手話相談員設置事業

ピアサポーターの手話相談員を中央保健福祉センター高齢障害支援課に1名設置

・手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

<派遣件数の実績>

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者	1,782	1,845	2,050
要約筆記者	198	311	235

・遠隔手話通訳システム

手話通訳者の同席が困難な場面（病院等の面会制限など）において、タブレット端末を使用して手話通訳を行う

- ・平日及び休日の夜間の緊急時における手話通訳者派遣事業

夜間、休日に聴覚障害者が緊急搬送された場合などに、手話通訳を受け付けるコールセンターを設置

<派遣件数の実績>

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	7	3	3

- ・通訳者等養成事業

<修了者数の実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員	22 (前期)	14 (後期)	23 (前期)	17 (後期)
手話通訳者	12 (Ⅰ) 12 (Ⅲ)	7 (Ⅱ)	11 (Ⅰ) 5 (Ⅲ)	10 (Ⅱ)
要約筆記者	1 (後期)	7 (前期)	4 (後期)	5 (前期)
点訳奉仕員	11	10	11	2
朗読奉仕員	7	8	7	3

- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 (※)

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び養成を行います。

(※千葉県、千葉市、船橋市、柏市の4県市の協定事業です。)

- ・声の市政だより、点字市政だより

視覚・聴覚に障害がある方のために、「声の市政だより」・「点字市政だより」を発行しています。

- ・日常生活用具及び補装具の支給

日常生活用具として、情報意思疎通支援用具（点字ディスプレイ、聴覚障害者用通信装置（ファックス）、人工喉頭、緊急通報装置等）などを支給しています。

補装具として、視覚障害者のある方へ盲人安全杖・義眼・眼鏡、聴覚障害者のある方へ補聴器、肢体不自由の方へ重度障害者用意思伝達装置を支給しています。

- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

聴覚障害の手帳の対象とならないが要件を満たす18歳未満の方に、基準額の範囲内で補聴器購入費用の2/3の助成を行います。

- ・避難所における「千葉市コミュニケーション支援ボード」の配備

災害発生時、知的障害、発達障害などにより言葉による意思疎通が難しい方が、絵記号等を用いて意思表示やコミュニケーションを図れるよう、各避難所に「千葉市コミュニケーション支援ボード」を配備しています。